



**日本共産党区議会議員**  
**こんにちは伊藤和彦です**  
 自宅 足立区花畑6-20-1 電話3859-6952  
 足立区役所 電話3880-5111(内線4650~4654)  
 日本共産党区議団 直通3880-5770  
<http://www5.familie.ne.jp/~k-itou/index.html>

# 今こそ暮らしに安心を



## 日本共産党

### 高すぎる国保料が払えず、保険証が取り上げられ いのちを落とす悲劇がおきないまじにすべき

例=年収500万円・4人家族  
 配偶者は専業主婦、子ども2人・ひとり  
 は特別障害者の場合はこうなる  
 今までどおりの住民税方式だと(配偶者  
 控除・扶養控除・特別障害者控除=176万  
 円)  
 保険料は年231,840円  
 旧ただし書き方式へ移行(控除17  
 6万円なし)保険料は年326,949円  
 年間9万5千円余の大幅値上げ  
 経過措置で救済(2年間)されたとして  
 も保険料は合計年72,189円高くなる

日本共産党は、区議会議決  
 算委員会での国民健康保険料  
 や保険証取り上げについて  
 質問しました。以下、その  
 要旨です。

**国民健康保険料**  
 均等割りが増え、一人あたり  
 円値上げ、一人あたり  
 平均6223円  
 5年ぶり大幅値上げ

質問=いま雇用破壊と景気  
 低迷に加え円高による影響な  
 ど、区民生活の困難は増すば  
 かりである。国民健康保険料  
 は、高齢者や自営業者、失業  
 者など生活困窮者が加入者の  
 大半を占めているにもかかわらず、  
 毎年引き上げられ、今年  
 控除については控除されないた  
 め、障害  
 者をか  
 かる世  
 帯をは  
 じめ、多  
 人数の  
 世帯ほ  
 ど大き  
 な負担  
 増となる。

この旧ただし書き方式では  
 公的年金控除の必要経費と基  
 礎控除は認められているもの、  
 扶養控除をはじめとした各種  
 控除については控除されないた  
 め、障害  
 者をか  
 かる世  
 帯をは  
 じめ、多  
 人数の  
 世帯ほ  
 ど大き  
 な負担  
 増となる。

左表の例での計算で間違いない  
 か。

質問=旧ただし書き方式  
 に移行した場合、足立区で  
 負担増となる世帯は何%か。  
 答弁=特別区全体では割  
 が上がる。

質問=国保料は前年度の所  
 得で計算するのだから足立区  
 の推計ができるはず、計算でき  
 ないというのは、区で試算は  
 公表しないとしても申し合わせ  
 しているのか。  
 答弁=申し合わせはないが試  
 算できない。  
 質問=足立区の世帯数で試  
 算すれば私でもできる。私とし  
 ては試算してあるが、区は情報  
 を積極的に公表すべきだが区  
 民部長の答弁を求めます。  
 区民部長答弁=できる範囲  
 で試算して示していへ。

質問=短期保険証資格証  
 明書発行について聞く。区は10  
 月に資格証明書の発行を再開  
 した。資格証明書については  
 真に払えるのに払わないもの  
 が増えている。真に払えるのに  
 払わないものに  
 増えている。

発行すると国会答弁も  
 あるが対応はどうか。資  
 格証明書発行世帯は何  
 世帯か。  
 答弁=10月は630世  
 帯に資格証を発行。悪  
 質な滞納者かどつか納  
 付交渉の機会を確保す  
 るためです。

質問=毎年のようにあがる  
 保険料に悲鳴があがっている。  
 保険証の取り上げ、資格証の東  
 発行に切り替  
 えは、憲法25  
 条の生存権を  
 危うくする結  
 果になりかね  
 ないものである。  
 保険料を上げ  
 ないためには、こ  
 の間削られてき  
 た国庫負担を  
 計画的に増や  
 すこと。都区制  
 度改革の際に  
 負担金から補  
 助金に変えら  
 れ大幅に削ら  
 れる。



募集日程=平成22年11月1日(月)  
 ~11月10日(水)  
 対象 募集の詳細 抽せん日  
 平成22年11月・家族向・単身者向  
 ・定期使用住宅(若年ファミリー向  
 ・多子世帯向)・若年ファミリー向  
 家族の場合  
 1. 東京都内に居住していること  
 2. 同居家族がいること  
 3. 所得が定められた基準であること  
 4. 住居に困っていること  
 単身者の場合  
 1. 東京都内に3年以上居住している  
 2. 所得が定められた基準であること  
 3. 住居に困っていることなど  
 連絡先 3880 5770

# 全国初のオウム(アレフ)の規制条例制定へ 憲法の規定を守りつつ、勧告、立退き命令も

## 条例名「反社会的団体の規制条例」

目的—区民の安全・地域の平穩の確保  
反社会的団体とは 団体規正法で觀察処分を受けた団体で「旧オウム真理教(アレフ・上祐派)のみ

足立区

役員・構成員氏名・活動内容の報告義務

安全の脅威等の調査  
住基法に基づく調査  
調査の拒否、命令に従わない場合、罰金(過料)  
協議のあつせん命令  
脅威の除去措置の勧告  
未措置の場合立退き命令

オウム(アレフ等)

脅威・不安の協議  
説明会の要求・開催

周辺住民

支援措置ほか

## 区民の安全・地域の平穩の確保が目的

第3回定例会 最終本会議は10月22日行われ、オウム真理教・アレフのみを規制する「反社会的団体の規制条例」を全会一致で可決しました。  
無差別大量殺人行為 地下鉄

サリン事件等)を行い、団体規制法によって觀察処分をつけているオウム真理教(アレフ等)に対して足立区は、活動報告を義務づけ、従わない場合は立ち退きを命じることが出来るもので、「特定の団体の規制に特化した条例」は全国初のもので、オウム真理教(アレフ等)は、足立区入谷に全国最大規模の拠点施設をつくらうと工事をはじめていますが、地域住民は「オウム真理教の施設阻止」にむけてたたかっています。  
区議会・総務委員会でも同趣旨の陳情を採択し、国への意見書を提出しました。団体規制法を所管する公安警察がして

いることは監視が中心となっており、オウム施設の建設を阻止する有効な手立てがありません。今回、足立区あげて、オウム真理教への調査、命令、退去命令など区が講ずるべき措置をさだめた条例です。保木間にある2ヶ所のオウム施設も対象となるものです。  
日本共産党は、条例が憲法で保障されている思想、信条、宗教、集会、結社の自由、表現及び学問の自由を脅かすことがないよう「反社会的団体であるオウムに特化した条例」をつくるよう提案し、区もそうした方向



アレフ関連会社(宝樹社)所有の建物・入谷9丁目

で条例案をつくることを表明、今回の条

## 質問にお答えします

Q 今年のノーベル平和賞を中国の作家、劉煥波(リュウ・シャオポー)氏に授与すると発表、体制批判をどう考えますか?

A—中国政府は、劉氏について「中国の法律に触れ刑を科されている犯罪者」「ノーベル賞の趣旨に反し、平和賞をおとしめる」と批判し、ノルウェー政府に対しても批判し漁業交渉も中止しました。

日本共産党は、これまで中国に対して直接、また世界のマスメディアに対しても「どのような体制であれ、言論による体制批判には、禁止ではなく、言論での対応が重要だ」との立場を明確にしています。同時にその国の政治体制や社会のあり方などをどう選び、どう進めるかは、その国の国民と政治勢力が自主的に決めることで外部から介入するやり方は適切でないとの立場を表明してきました。

そうした内政不干渉の原則をふまえつつ、日本共産党と中国共産党との関係が正常化された初めての両党会談(1998年7月)で不破哲三委員長(当時)は、胡錦涛国家副主席(当時)に「1989年に天安門事件が起きた時に、わが党は平和的な運動を武力行使でおさえることは、社会主義的民主主義とは両立しえない暴挙だと指摘しました。この問題では、今も意見と評価の違いがある」「社会に本当に根を下ろしたと言えるためには言論による体制批判に対しては、これを禁止することなく、言論で対応するという政治制度への発展を展望することが重要だ」と考えを提起しました。(しんぶん赤旗・10月15日付け3面を参照ください)

くわしくは、伊藤和彦区議にお問い合わせください。



## 信号機に名前をつけて!

花畑2、6丁目付近は信号機が多く設置されたものの、「花畑中学校そばの信号機と区立かしの木公園そばの信号機に名前をつけて欲しい」「場所がわかるようにして欲しい」と住民の方から声があり、区道路管理課長に再度、名前看板の設置を要請しました。(伊藤和彦)

例制定にながりました。